

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年5月14日～2020年5月20日)

令和2年(2020年)5月22日

H E A D L I N E S

政治

最高裁第一長官代行の交代と最高裁判所総会をめぐる動き
野党会派「市民連立」の大統領選挙候補者の交代
国営ラジオ局の人気曲ランキングの撤回をめぐる問題
大統領選挙候補者に関する最新の支持率調査
経済活動目的でのEU及びEEA加盟国からの入国者に対する隔離措置免除の発表
大統領選挙関連法案に関するグロツキ上院議長の発言
欧州人民党による大統領選挙等への懸念表明
EU外務理事会非公式会合の開催
ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動
ブワシュチャク国防相、エストニア国防相とテレビ会議
「V4+独」首脳会合の開催
チャプトヴィチ外相のバルト海諸国評議会外相会合への出席
ポーランドによる新型コロナウイルス感染症の対策支援に関する記者発表
V4諸国間の防衛協力に関するテレビ会議
国境再開放に関するポーランド・独外相会談の開催

治安等

当地の親露派政党関係者の動向
公共の場でのマスク等着用義務違反に関する罰金の適用状況
ワルシャワ市内で行われた企業関係者による抗議集会
ワルシャワにおける連続車両放火犯の拘束
新たな反汚職庁長官らの任命
警察、運送会社を偽装したSMSによる詐欺に注意喚起
刑務所におけるマスク等の生産

経済

下院、第三次危機対策パッケージを可決
(義務的)企業別年金の導入及び公開年金基金の廃止時期の延長
モラヴィエツキ首相、失業手当の拡充に言及
EU12か国、欧州委に対し欧州自動車産業の復興支援を要請
政府、追加の危機対策パッケージを検討
危機対策パッケージ及び財政の盾の実施状況
4月の消費者物価指数
エミレヴィチ副首相兼開発大臣の今後の展望に関する発言
ポーランドが投資・ビジネスに適した国第3位に選出
ポーランド企業関連動向
国営ポーランド郵便、中国向け郵便を再開
中国からの生産拠点の移転による経済効果予測
シマンスキEU問題担当大臣の欧州グリーンディールに関する発言
中東欧諸国及びギリシャ、EUに天然ガスを基礎とした技術支援を要請
5G 研究のためのデジタルイノベーションハブの立ち上げ

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先：大使館領事部 電話 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
大使館広報文化センター開館時間

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

最高裁第一長官代行の交代と最高裁判所総会をめぐる動き【15日】

15日、ザラトキェヴィチ最高裁判所第一長官代行が辞任し、同日、ドゥダ大統領がステンポコフスキ最高裁判事を新たな第一長官代行に任命した。ステンポコフスキ新長官代行は、2015年11月より9か月間外務次官を務め、2019年2月に最高裁判事に任命された。

ザラトキェヴィチ前第一長官は、退任したゲルスドルフ第一長官の後任となる候補者5名を選出するため、8日に最高裁判所総会を招集したが、議事進行や候補者の選出方法等めぐる判事の間で合意に至らず、13日に同総会の延期を発表していた。ステンポコフスキ新長官代行は、就任後の記者会見にて、同総会を22日に再開する方針を示した。

野党会派「市民連立」の大統領選挙候補者の交代【15日、17日】

15日、最大野党会派である「市民連立」(KO)は、キダヴァ＝ブウォンスカ候補に代えて、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長を本年の大統領選挙における候補者として擁立すると発表した。チシャスコフスキ候補は、17日の記者会見にて、大統領選挙はポーランドでの大きな変化の始まりとなり、平等、公正、尊厳といった最も重要な言葉に本来の意味を取り戻させると宣言し、(大統領に当選した場合には)大統領が政府と完全に対立することはなく、政府が国家の強化に資する政策を実施する際には協力すると述べた。

国営ラジオ局の人気曲ランキングの撤回をめぐる問題【15日】

15日、国営ラジオ第三局「トルイカ(Trojka)」の番組内で、人気曲ランキングが撤回される事態が発生した。報道によると、4月10日の政府専用機墜落事故10周年に際し、墓地が一般市民に閉鎖される中で与党「法と正義」(PiS)のカチンスキ党首がスモレンスク事件10周年に際し墓地を訪問したことを批判する曲がランクインしていたことが撤

回理由とされるが、同ラジオ局幹部は、ランキングで集計操作があったためと説明している。同問題をめぐっては、野党、アーティスト、メディア関係者を中心に批判がなされており、19日にはエミレヴィチ副首相兼開発大臣が、国家メディア評議会に説明を求める書簡を送付したと発表した。

大統領選挙候補者に関する最新の支持率調査【17日】

17日、世論調査機関 IBRIS は、大統領選挙候補者の支持率に関する最新の世論調査結果を発表した。同調査結果によると、現職のドゥダ大統領が支持率43.2%で首位を獲得した。第2位は、15日に出馬表明を行ったチシャスコフスキ候補(「市民連立」(KO))で、支持率16.0%であった。第3位は無所属のホウオヴニャ候補で支持率9.9%、第4位はコシニャク＝カミシュ候補(農民党)で支持率9.6%、第5位にはボサク候補(「同盟」(konfederacja))とビェドロン候補(「左派」(Lewica))が同率で入り、支持率6.8%であった。

経済活動目的でのEU及びEEA加盟国からの入国者に対する隔離措置免除の発表【18日】

18日、ヤブウォンスキ外務次官は、16日付内閣令により、職業上、業務上及び就労上の活動目的でのEU及び欧州経済領域(EEA)加盟国からの入国者に対する隔離措置が16日から免除になったと発表した。入国者は、越境時に国境警備隊に対して証明書類の提示が義務づけられる。今回の発表は、5月4日より施行されていた国境付近の居住者の仕事及び通学時の越境に際する隔離措置の免除を拡大し、EU及びEEA加盟国の国民までを対象としたものとされる。

大統領選挙関連法案に関するグロツキ上院議長発言【20日】

20日、グロツキ上院議長は、現在上院で審議されている大統領選挙の実施規則に関する法案について、各候補者の公平性の保障の観点から、立候補に必要な署名集めの期間や選挙運動資金を

めぐる問題点を指摘し、また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により郵便投票のみを実施する自治体の指定について、保健大臣ではなく国家選挙委員会に権限を与えるべきと主張した。

同議長は、完全に民主主義的な選挙を保障する上院の最低限の修正については与野党間の合意が非常に重要であるとし、条件が合えば、来週にも上院での審議終了が可能であると述べた。

外交・安全保障

欧州人民党による大統領選挙等への懸念表明【14日】

14日、欧州議会の最大会派である欧州人民党(EPP)のヴェーバー代表等幹部は、「法と正義」(PiS)政権下での民主主義と法の支配の悪化に懸念を表明し、ポーランド政府に対し、大統領選挙実施日の決定と最高裁判所筆頭長官の選出における憲法の遵守を要請した。

EU外務理事会非公式会合の開催【15日】

15日、EU外務理事会がテレビ会議形式で開催され、EUと南方近隣諸国(欧州近隣国政策枠組みの北アフリカ及び中東諸国10か国を対象)との協力について議論された。チャプトヴィチ外相は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の状況下における、同諸国での政治不安及び経済危機対策を目的とするEUの支援拡大を支持する旨述べた。

また、同会合に先立ち、14日には、南方近隣諸国に関するEU関係国外相会合が、主導国のスペインを含む15か国の外相の参加の下で開催され、チャプトヴィチ外相は、同諸国における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の潜在的な影響に懸念を表明し、シリア、レバノン及びヨルダンの地方社会における同感染症対策への支援に向けたポーランドの取り組みを紹介した。

ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動【15日、18日、19日、20日】

15日、ポーランド軍は、医療機器やマスク等防護のための物品を各地の病院へ輸送した。後方支援旅団の兵士は、4万名以上の検査対象者を157の病院及び外来診療へ輸送した。

18日、同軍は、医療サービスのための防護機材をヴロツワフへ輸送した。これは、SALIS(NATO 戦略空輸国際ソリューション)プログラムの枠組みの下で行われたものであり、ポーランド国防省として4度目の空輸となった。

19日、同軍は、「Test 2 Go(検査に行こう)」キャンペーンを14か所の地域で行い、同ウイルスの検査を行った。

20日の時点で、47名の兵士が同ウイルスに感染し、すでに98名が回復している。

なお、15日:9, 189名、18日:8, 083名、19日:9, 021名、20日:8, 903名のポーランド軍兵士等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活

動に従事した。

ブワシュチャク国防相、エストニア国防相とテレビ会議【18日】

18日、ブワシュチャク国防相は、エストニア国防相とテレビ会議を行った。同会議においては、現在のパンデミックが地域の安全保障に及ぼす影響及び規模が縮小された米軍主催のディフェンダー20演習について議論が行われた。

「V4+独」首脳会合の開催【19日】

19日、V4諸国首相とメルケル独首相による首脳会合がテレビ会議方式で開催された。今次「V4+独」首脳会合では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)へのEUの対応、経済再建に向けた計画、EU多年度予算等について議論され、メルケル首相より、同国がEU議長国を務める本年後期の政策方針が示された。モラヴィエツキ首相は、EU多年度予算において強力な結束政策及び農業政策が確保されるべきとの従来の立場を主張した。また、同首相は、新型コロナウイルス感染症による危機の克服を目的とする、追加的な基金の設立を支持するものの、新たな財源の創出が、経済力の比較的低いEU加盟国に対する過度な負担となるべきでないとの考えを示した。

チャプトヴィチ外相のバルト海諸国評議会外相会合への出席【19日】

19日、バルト海沿岸諸国11か国で構成されるバルト海諸国評議会(CBSS)の外相会合がテレビ会議方式で開催され、チャプトヴィチ外相が出席した。同外相は、ポーランドはCBSS枠組み及び地域機関との多分野における協力強化を支持し、この協力は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の克服や必要な発展への回帰に資すると強調した。また、同外相は、エネルギー資源の多角化、エネルギー供給の安全保障強化の重要性を主張し、バルティック・ガスパイプライン建設計画における、デンマーク、ノルウェー及びスウェーデンとの良好な協力関係の継続に期待を示した。

ポーランドによる新型コロナウイルス感染症の対策支援に関する記者発表【19日】

19日、ヤブウォンスキ外務次官は、ポーランドによる新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対策

支援に関する記者発表を行った。ポーランドは、東方パートナーシップ諸国、アフリカ及び中東地域を中心に支援を行っており、ワクチン、医薬品、検査キット等の研究開発に3億5,000万ズロチ、開発及び人道支援に5,600万ズロチを拠出している。

V4諸国間の防衛協力に関するテレビ会議【19日】

19日、オパラ・チェコ参謀長主催のV4諸国軍のテレビ会議が行われ、ポーランドからはアンジェイチャク統合参謀長が参加し、V4諸国間のみならず、V4＋バルト三国及びウクライナといった枠組みでの防衛協力の現状について総括された。また、今年7月1日からV4議長国となり、軍事分野での議長となる同統合参謀長は、共通の防衛政策分野として、2023年に即応態勢への指定が予定されているEU戦闘群の編成を挙げ、同時に2020年から2024年間の共同訓練・演習の実施、COVID-19パンデミック

における更なる軍事的な国際協力の進展と分析にも言及するとともに、領空通過手続きの合理化と軍事機動分野の能力強化についても触れた。

国境再開放に関するポーランド・独外相会談の開催【20日】

20日、チャプトヴィチ外相は、マース独外相とテレビ会議方式で会談を行い、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)終息後の国境再開放のプロセス、EU域内での人の自由な移動に向けた制限措置の解除等について協議した。チャプトヴィチ外相は、会談後、ポーランドは先週欧州委員会の発表した、段階的な人の自由な移動の再開と域内国境審査の解除の方針を支持しているが、国内の感染状況を評価し、保健大臣の勧告に従って対応する旨述べた。同会談にはドイツの隣国の外相も参加した

治 安 等

当地の親露派政党関係者の動向【14日】

14日、国営放送TVPIは、ロシア及び中国の情報機関に対する協力の容疑で2016年に公安庁(ABW)に拘束・告訴された当地の親露政党 Zmiana(同「党」は、国会、自治体等に議席はない)のピスコルスキ党首がドイツの極右系月刊誌「Zuerst!」のオクセンライター編集長と対談し、同対談でドイツとロシアが連携を強めることはドイツやポーランドの利益につながるなどの主張がなされたと報じた。ピスコルスキ党首は、約3年にわたりポーランド当局に身柄を拘束されていたものの、2019年5月以降は解放され、度々マスコミ等で発言している。当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、本件に関し、米国の影響力を欧州から排除しようとするロシアの情報戦の一部であり、同様の主張はドイツの極右主義者の間で度々見られるものなどと述べた。

公共の場でのマスク等着用義務違反に関する罰金の適用状況【15日】

ポータルサイト Onet がワルシャワ首都警察に照会したところ、4月16日に公共の場でマスク等で口や鼻を覆うことが義務化されて以降、ワルシャワ首都警察が摘発した同義務違反のうち177件に罰金が確定し、726件が法廷で審理されている。警察は、罰金は飽くまで最終手段との見解を示しており、通常、警察官がマスク等を着用していない人物を発見した場合、これを適切に着用するよう指導が行われ、対象者がこれを無視した場合や反抗した場合、罰金の対象になるとしている。

ワルシャワ市内で行われた企業関係者による抗議集会【16日】

16日、ワルシャワ市内で、企業関係者らが政府の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による経済悪化や集会禁止措置等に抗議する大規模集会を実施し、ワルシャワ市内中心部をデモ行進した。警察は、同デモ更新は違法であり、各参加者間の距離を開けるなどのCOVID-19関連対策も取られていないとしてデモ隊に再三解散するよう求めたが、デモ隊がこれに応じなかったことから、催涙ガスを使用して強制散会させ、約380名の身柄を拘束した。拘束されたデモ参加者の一部には、COVID-19関連規制違反として保健当局から罰則が科せられる見込み。なお、警察は、デモ参加者の拘束は飽くまで予防的措置として実施したものとしている。

ワルシャワにおける連続車両放火犯の拘束【19日】

ワルシャワ首都警察はワルシャワ市内中心部で路上駐車されていた車両を標的に連続放火を行った容疑で31歳の男を拘束した。犯行の様子は路上に設置された監視カメラに記録されており、警察は同ビデオを解析するなどして被疑者を特定したとされる。なお、被疑者には多数の犯罪歴があり、ワルシャワ市内の検察事務所の物損事件にも関与したとみられている。

新たな反汚職庁長官らの任命【20日】

モラヴィエツキ首相は、ストルージヌイ反汚職庁(CBA)長官、カルペタ同副長官、ヤルムシュキエヴィチ公安庁(ABW)副長官の任命を行った。ストルージヌイCBA長官はABWからの転籍、カルペタCBA副長官はCBAの生え抜き、ヤルムシュキエヴィチABW副長官は政府警護局(BOR)元職員である。

警察、運送会社を偽装したSMSによる詐欺に注意

喚起【21日】

警察は、運送会社に偽装して携帯電話のSMSで宅配代金の不足分を支払うよう求める詐欺が発生しているとして注意喚起を行っている。これらの詐欺SMSの多くは、オンライン送金用リンクなどと称してURLが添付されているが、同リンクで口座情報を入力した場合、預金を窃取される可能性がある。

刑務所におけるマスク等の生産【21日】

ポーランドでは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大以降、受刑者の刑務作業によるマスクの生産が行われており、刑務所で生産されたマスクは警察や消防等の制服組織で使用されている。刑務所でのマスク生産は、COVID-19対策に基づく制服組織間の連携強化の一環で行われているもの。

経 済

経済政策

下院、第三次危機対策パッケージを可決【14日】

14日、下院は上院による修正提案を一部承認の上、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する第三次危機対策パッケージを可決した。自営業者の社会保障費支払い免除に関する条件の緩和（収入が平均月額賃金の300%を超えないという上限を撤廃。但し、申請月の収入が7,000ズロチを超えないことが条件）、企業支援のための産業開発機構（ARP）への9億ズロチの資本注入、Netflix等の大手VODサービス企業に対する課税（収益の1.5%）、外国人の季節労働の手続き簡易化、公共調達法の改正等が含まれている。なお、同案に含まれている電子通信局（UKE）長官の任命手続きの変更については、ブレトン欧州委員（域内市場担当）からザグルスキ・デジタル化大臣に対し、EU法違反にあたる可能性があるとして懸念を表す書簡が送られたとされる。

（義務的）企業別年金の導入及び公開年金基金の廃止時期の延長【14日】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、（義務的）企業別年金（PPK）の導入及び公開年金基金（OFE）の廃止時期が延長される見通しである。PPK制度は2019年中旬に立ち上げられ、当初は従業員数250名以上の大企業から開始し、2020年始めに従業員数50～250名の企業、2021年始めにはそれ以外の企業へと段階的に対象を拡大していく計画であった。しかし、COVID-19対策として制限措置が導入されたことを受け、多くの企業が困難に直面する事態となった。こうした状況を踏まえ、PPK制度を監督するポーランド開発基金（PFR）は、従業員数50～250名の企業が、PPKの運用管理を行う金融機関と契約を締結する期限を当初予定の2020年4～5月から2020年10～11月まで延長することを決定した。OFEの廃止時期も延長すると見られている。

モラヴィエツキ首相、失業手当の拡充に言及【15日】

モラヴィエツキ首相は、失業手当について、現在

の月額860ズロチから月額1,200ズロチに引き上げるとともに、一時的な措置として失業者に3か月間の月額1,300ズロチの追加手当を支給することを検討していると発表した。

EU12か国、欧州委に対し欧州自動車産業の復興支援を要請【19日】

EU12か国（ポーランド、スペイン、ブルガリア、チェコ、ハンガリー、イタリア、ラトビア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア）は、欧州委に対し、欧州の自動車産業の復興支援を要請した。ポーランド開発省は、自動車産業はEU全体のGDPの7%、労働の6%、輸出の12%を占める経済の重要部門であると指摘した上で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、EUの自動車製造は2か月停止状態となっており、EUによる強力な財政支援が必要であるとした。

政府、追加の危機対策パッケージを検討【19-20日】

政府は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する追加の危機対策を検討している。閣僚評議会が20日に採択した第四次危機対策パッケージ案には、BGKを通じた利子補てん（予算総額約5.65億ズロチ）、地方政府の財政規則の緩和及び財源拡大、外国資本による敵対的買収からのポーランド企業の保護（2年間の時限措置）等が含まれているという。また、開発省は更なる経済刺激策を準備しており、新たな住宅パッケージ、民間住宅建設業界への支援、デジタル化、新規投資促進のための救済策の他、製薬部門の開発支援等が検討されている。

危機対策パッケージ及び財政の盾の実施状況【20日】

ポーランド開発基金（PFR）は、同基金を通じた「財政の盾」の下、これまでに約15万2,000社が約310億ズロチの融資を受けたと発表した。また、開発省によると、危機対策パッケージの下、426万件以上の申請が提出され、約428億ズロチの支

援が実施されたという。同省は、産業界、雇用主連盟、個別企業等と定期的に連絡を取っており、危機対策パッケージに対する追加措置や修正等の

提案について分析・協議を行っているとし、政府は刻一刻と変化する状況に現在進行形で柔軟に対応していると付言した。

マクロ経済動向・統計

4月の消費者物価指数【15日】

中央統計局(GUS)によれば、4月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比3.4%増、対前月比0.1%減となった。食料及びノン・アルコール飲

料が対前年同期比7.4%増となった一方、燃料費を含む輸送部門は対前年同月比9.9%減となった。

ポーランド産業動向

エミレヴィチ副首相兼開発大臣の今後の展望に関する発言【18日】

エミレヴィチ副首相兼開発大臣は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により、販売やサービス提供と関連するデジタル化プロセスの変化が加速し、サプライチェーンも多様化し、企業は資金留保する見込みとも述べた。また、同大臣は、政府の最も重要な任務の一つは、ポーランドが中東欧で最も投資に魅力的な国であるというイメージを守ることであると述べた。

現在の雇用レベルの維持を予定している。

ポーランドが投資・ビジネスに適した国第3位に選出【19日】

CEOワールドマガジンの発表によれば、ポーランドは投資・ビジネスの実施に適した国のランキングで3位となった。同ランキングは、自由度(人、貿易、貨幣)、労働力、投資家保護、インフラ、税金、生活の質など11の要因で評価するもので、シンガポールが1位、英国が2位、インドネシアが4位、インドが5位となっている。

国営ポーランド郵便、中国向け郵便を再開【20日】

19日、国営ポーランド郵便(PP)は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により停止していた中国向け郵便を3か月ぶりに再開すると発表した。PPは、中国への航空便の運航停止(2月)や、各国への定期便の運航停止(3月)により、中国及び他国の貨物受入を一時的に停止していたが、現在、46か国への郵送が可能となった。

ポーランド企業関連動向【19日】

ビジネスセンタークラブ及び4 Bisuness & Peopleがポーランド企業を対象に実施した調査によれば、回答企業の82%が今年4月の売上が前年比で減少したと回答した。14%の企業は50%以上、7%の企業は70%以上、売上が減少したとしている。なお、約60%の企業が少なくとも2020年末まで

中国からの生産拠点の移転による経済効果予測【20日】

ポーランド経済研究所(PIE)の専門家は、中国からの生産拠点の一部移転により、ポーランドは追加の付加価値で年間83億ドル超を獲得することができるの見通しを示した。PIEは、移転プロセスにより特にインフラの改善等による発展が見込まれるものの、質の高い労働の確保や賃金上昇が課題となるとした。国内生産の優先と中欧のEU加盟国(チェコ、ポーランド、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア)の連携強化により、EU諸国は中国からの生産拠点移転により最も利益を得ることが見込まれるという。PIEの試算では、半完成品及び完成品の生産拠点の移転により、中国経済の付加価値は224億ドル~1,720億ドル減少し、同国のGDPを0.21~1.64ポイント押し下げると予測される。

エネルギー・環境

シマンスキEU問題担当大臣の欧州グリーンディールに関する発言【18日】

シマンスキEU問題担当大臣は、欧州グリーンディールについて、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を踏まえて修正すべきと述べた。同大臣は、現在の欧州グリーンディールには十分な補償メカニズムが含まれておらず、貧しい国に打撃を与え

るものであってはならないと述べた。

中東欧諸国及びギリシャ、EUに天然ガスを基礎とした技術支援を要請【21日】

20日、クルティカ気候大臣は、ポーランド、ブルガリア、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、リトアニア、ルーマニア、スロバキアの8か国が、気候中立目標の達

成に向けて、EUに対して天然ガスを基礎とした技術支援を求めたと述べた。EUのエネルギー政策は化石燃料脱却のために安全なエネルギー供給を確保する必要があり、社会的・経済的側面として、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を考慮し

なければならない。気候省は、再生可能エネルギーのみのエネルギー転換には時間を要し必要経費拡大の可能性があるため、これらを補完するために天然ガスを利用・維持する必要があるとしている。

科学技術

5G研究のためのデジタルイノベーションハブの立ち上げ【14日】

ウッチ工科大学は、5G研究のためのデジタルイノベーションハブを立ち上げた。同ハブ(DIH5G)は、5G技術の供給者と企業を直接つなぐものとされ、エミ

レヴィチ開発大臣は、ポーランドにおけるヨーロッパネットワークのアイデアに適合するものと述べた。なお、同ハブの立ち上げには、開発省が出資しており、スウェーデンのエリクソン社等も協力している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年5月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き

冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

また、公共交通機関は、定員の半数で運行、屋外や商店等では人と人の間に2メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場ではマスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、街中の道、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるように

なる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間 ※入館については一時見合わせ中

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勤めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)